


所管部課	企画財政部 秘書広報課	部長	神山 尚	
件名	東大和市市民記者制度実施要綱の一部を改正する要綱について			
		区分	1 審議事項	○
			2 報告事項	
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により、民法の定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、市民記者の年齢要件についても引き下げのため、標記要綱の一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>市民記者の資格のうち、年齢要件について、「年齢が20歳以上であること」を「年齢が18歳以上であること」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>民法に沿った年齢要件となり、市民記者制度の適正な運用を図ることができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。